

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付について（公的年金給付等受給者） （児童扶養手当の申請をしていない方を対象としたご案内）

1. 基本給付について

児童扶養手当の認定を受けている方で、公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方は「ひとり親世帯臨時特別給付金」の基本給付を受給することができます。

また、児童扶養手当を申請していない方も本給付金の支給要件（ひとり親または養育者に該当し、平成30年の収入または所得が基準額以下）に該当すれば、基本給付を受給することができます。

支給される基本給付の額は以下のとおりで、申請していただく必要があります。

1世帯につき5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 基本給付の支給要件について

（1）児童扶養手当の基本要件に該当するかご確認ください

令和2年5月時点で、下記に該当する児童を監護等しているひとり親または養育者の方が受給できます。詳しくは下記の「問い合わせ先」にご確認ください。（児童扶養手当制度 参照）

【児童の要件】

- ・父母が婚姻（法律婚）を解消した児童
- ・父母が婚姻（事実婚）を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が障害の状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
- ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

（2）平成30年中の収入が基準額以下であるかご確認ください

申請者の前々年（平成30年1月～12月）の年間収入の内訳を計算し、その額が基準額以下であれば受給できます。申請者本人について、「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）【公的年金給付等受給者】」を作成し、収入が基準額以下になるかご確認ください。申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者等がある場合（※1）には、その方についても、申請者本人と同様に「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）【公的年金給付等受給者】」を作成し、申請者本人及び扶養義務

務者等の収入がそれぞれ基準額以下になるかご確認ください。

もし、収入で計算しても該当しない場合でも、諸控除などにより、所得で計算した場合には該当することもありますので、その場合には「簡易な所得額申立書【公的年金給付等受給者】」により計算してみてください。

その上で収入または所得のいずれかが基準額以下の場合であれば、「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書（請求書）【基本給付】（公的年金給付等受給者用）」を作成し、必要な添付書類を添えて、ご提出ください。

なお、「簡易な収入（所得）額の申立書（申請者本人用）【公的年金給付等受給者】」は平成30年に年末調整等で税務申告した内容に対応している必要があります。

申告内容がはっきりせず、記載が困難な場合などには6. 「問い合わせ先」にご相談ください。

(※1) 申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者等について

① 扶養義務者等

- ・ 申請者の配偶者

養育者や配偶者障害などの場合に該当

- ・ 扶養義務者

申請者と生計を同じくしている（又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している）申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

② 「申請者の生活を経済的に支えている」とは？

原則として同居している扶養義務者等で収入の最も大きい方がこれに該当しますが、どなたが申請者の生活を経済的に支えているか確認するために必要なため、住民票上の住所が同じ方全て（世帯分離の有無は問いません。）について「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）【公的年金給付等受給者】」を作成していただくこととなります。但し、収入の無い児童や収入の無い学生は作成する必要はありません。なお、子どもが町外の学校等に通っているなどの理由で、住所を変更している場合でも、収入がある場合には作成していただく必要があります。

3. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申し出があった方については、基本給付とは別に、1世帯5万円の追加給付が支給されます。

追加給付を受けるためには申請が必要です（※2）。

「ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書（請求書）【追加給付】（様式第5号）」を作成し、ご提出ください。その際、窓口で申し出内容について口頭での確認があります。もし、追加給付の要件（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している）に該当するかどうか判断できない場合には窓口にて確認の上、記入していただいても構いません。

(※2)

- ・収入がないため収入の減少が認められない方などについては個別事情により判断させていただきます。下記の「問い合わせ先」にお尋ねください。
- ・追加給付は、生活保護を受給されている方は対象となりませんのでご注意ください。

4. 提出先・申請期間

(1) 提出先

下記の6. 「問い合わせ先」

(2) 申請期間

- ・基本給付・追加給付とも令和2年8月3日～令和3年2月26日（土日・祝日・年末年始を除く。各町役場の開庁時間をご確認ください。）
- ・窓口での確認事項があるため、原則として窓口への持参による提出としておりますのでご了承ください。
- ・8月3日～8月31日は児童扶養手当の現況届の時期と重なるため、窓口が大変混み合いますことをご了承願います。

5. 給付時期

基本給付・追加給付とも、申請の受付後、香川県から決定の可否等や支給日について通知があります。

6. 問い合わせ先

お住まいの町役場にお問い合わせください。なお市部にお住まいの方はそれぞれお住まいの市にお尋ねください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
土庄町健康福祉課	〒761-4192 小豆郡土庄町甲 559-2	0879 (62) 7002
小豆島町健康づくり福祉課	〒761-4492 小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879 (82) 7038
三木町こども課	〒761-0692 木田郡三木町大字氷上 310	087 (891) 3322
直島町住民福祉課	〒761-3110 香川郡直島町 1122-1	087 (892) 2223
宇多津町保健福祉課	〒769-0292 綾歌郡宇多津町 1881	0877 (49) 8003
綾川町子育て支援課	〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299	087 (876) 6510
琴平町子ども・保健課	〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井 817-10	0877 (75) 6719
多度津町健康福祉課	〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町一丁目 1-91	0877 (33) 1134
まんのう町福祉保険課	〒766-0022 仲多度郡まんのう町吉野下 430	0877 (73) 0124